



# リビング・インカム

## 【解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険】 (無配当)

病気やケガで働けなくなった場合の収入減少への備えを確保できる保険です。

### 特長

- 1** 所定の病気やケガにより、所定の就労不能状態になった場合、経過に応じて、短期就労不能給付金または長期就労不能給付金(短期就労不能給付金額×長期就労不能給付金割合)を毎月お支払いします。
- 2** 所定の精神・神経疾患により、所定の就労不能状態になった場合、特定障害給付金(短期就労不能給付金額と同額)を毎月お支払いします。  
特定障害給付金の支払回数は、通算して17回が支払限度となります。
- 3** 短期就労不能給付金、長期就労不能給付金または特定障害給付金には、給付金支払確定期間があります。  
給付金支払確定期間中は、所定の就労不能状態に該当していない場合でも、給付金をお支払いします。
- 4** 給付金の支払事由に該当し給付金が支払われた場合、以後の保険料のお払込みを免除します。

**P3へ** 所定の就労不能状態については「所定の就労不能状態について」をご確認ください。

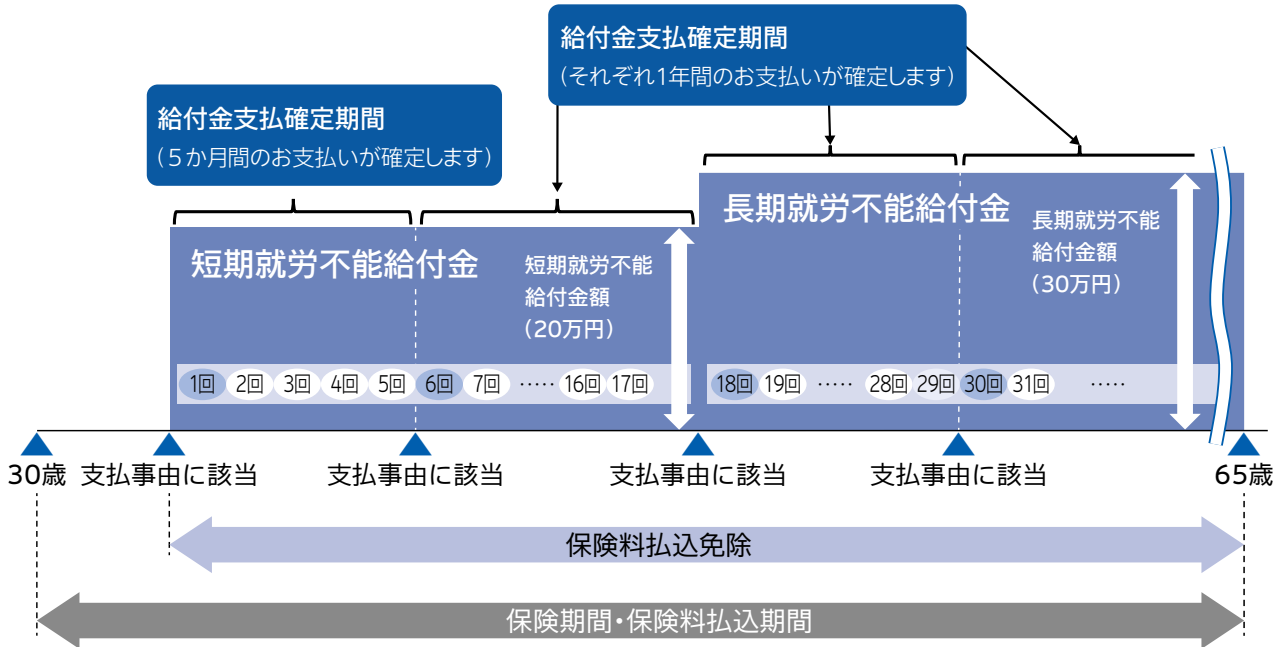
**P4へ** ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

## ご契約例

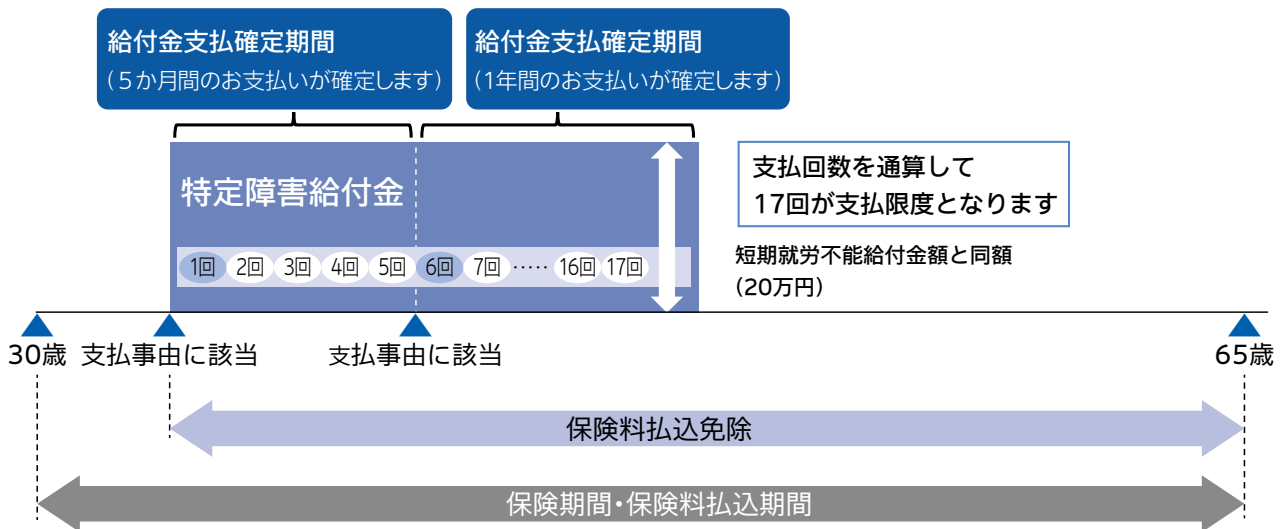
契約年齢…………… 30歳  
 保険期間…………… 65歳  
 保険料払込期間…………… 65歳

短期就労不能給付金額…………… 20万円  
 長期就労不能給付金割合\*1 …… 150%

### ■ 短期就労不能給付金、長期就労不能給付金の支払事由に該当した場合



### ■ 特定障害給付金の支払事由に該当した場合



\*1 契約時に50%、100%、150%、200%から選択できます。ただし、契約後に割合の変更はできません。

## ■ 所定の就労不能状態について

### ■ 短期就労不能給付金または長期就労不能給付金の対象となる就労不能状態

被保険者が、保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものを除きます)または発病した疾病(精神・神経疾患を除きます)を直接の原因としてつぎのいずれかの状態になった場合。

- ・ 入院または在宅療養\*1(第1回短期就労不能給付金の場合、60日以上継続したと医師によって診断されることを要します\*2)
- ・ 国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定された場合
- ・ 所定の高度障害状態

\*1 在宅療養とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示に基づき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。ただし、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって在宅患者診療・指導料(往診料および救急搬送診療料を除きます。)の算定対象として列挙されている診療行為等が対象となります。

\*2 第2回以降の短期就労不能給付金または長期就労不能給付金の場合においても、所定の要件があります。

### ■ 特定障害給付金の対象となる就労不能状態

被保険者が、保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害(精神・神経疾患を原因とするものに限ります)または発病した疾病(精神・神経疾患に限ります)を直接の原因としてつぎのいずれかの状態になった場合。

- ・ 入院(第1回特定障害給付金の場合、60日以上継続したと医師によって診断されることを要します\*)
- ・ 国民年金法に基づき、障害等級1級または2級に認定された場合

\* 第2回以降の特定障害給付金の場合においても、所定の要件があります。

## ■ 給付金支払確定期間について

給付金が支払われた場合に、それ以降の給付金のお支払いが確定される期間をいいます。

| 支払われた給付金     | お支払いが確定する給付金  |
|--------------|---|
| 第1回短期就労不能給付金 | 第1回から第5回までの短期就労不能給付金  |
| 第6回短期就労不能給付金 | 第6回から第17回までの短期就労不能給付金   |
| 長期就労不能給付金    | 第18回の時点における長期就労不能給付金の支払事由に該当した場合、以降1年間の長期就労不能給付金<br>※以降の長期就労不能給付金についても同様に、1年毎に以後1年間の給付金のお支払いが確定 |
| 第1回特定障害給付金   | 第1回から第5回までの特定障害給付金  |
| 第6回特定障害給付金   | 第6回から第17回までの特定障害給付金   |

※ 支払事由について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



## ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 就労できない状態である場合でも、この保険の支払事由に該当していないときは、給付金をお支払いしません。
- 特定障害給付金については、在宅療養は支払対象となりません。
- 短期就労不能給付金、長期就労不能給付金または特定障害給付金の支払事由に複数該当した場合、給付金は重複してお支払いしません。給付金の支払事由に複数該当した場合は、短期就労不能給付金または長期就労不能給付金を優先してお支払いします(特定障害給付金はお支払いしません)。
- この保険の保険期間満了直後に支払事由に該当した場合等はお支払いの対象となる可能性があります。ご不明な点がある場合は、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- この保険には、解約返戻金はありません。

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。  
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は、「**保険種類のご案内**」に記載されている**就労不能状態収入保険(解約返戻金抑制型就労不能状態収入保険)**です。「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

### ■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

### ■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

### ■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。  
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。  
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください